



JR貨物

平成21年10月実施

危険品託送方法のご案内 (コンテナ貨物)

危険品の事故はヒト・モノに甚大な影響を及ぼしかねません。
事故防止のために厳正な取扱いをお願いします。



危険品を安全に輸送するには、

- ① 容器・コンテナを含む貨物全体が安全に輸送できる状態であること
- ② 貨物の内容・危険有害性・該当法令等が正確に申告されていることが必要です。当社では次のようなルールを定めています。

はじめに

1. お引受できないもの

放射性物質

2. 危険品として取り扱うもの

次のもの及び次のものをそれ以外のものと混載したものは危険品として取扱います。
 具体的品名などは貨物運送約款別冊「貨物表」中、「危険品品名表」に掲載しています。



① 火薬類

火薬類取締法第2条に定める火薬類のうち
 同法第20条第2項の規定の適用をうけるもの

② 国際連合の危険物勧告に定める危険物

国連勧告の危険物のうち、危険品品名表(その2)に
 国連番号とともに掲載したもの

③ 消防法第2条第7項に定める危険物

第四類第四石油類及び動植物油類以外のもの

④ 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガス(同法第3条で
 同法の適用が除外されているもの以外のもの)

⑤ 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物及び劇物

⑥ マッチ、軽火工品

(火薬類取締法第20条第2項の規定の適用を受けないもの)、
油紙油布類(動植物油脂口口の含有量が5%を超えるもの)、
生石灰・低温焼成ドロマイト

⑦ 以上のものを含有する廃棄物類及び

ポリ塩化ビフェニル類を含有する廃棄物類
 「危険品品名表(その4)」に掲載したもの



3. 個別のルールが適用される輸送

次の輸送の際には、この冊子に加え個別の取扱ルールも適用されます。もよりの窓口までお問い合わせください。

- 青函トンネルを経由する輸送…青函トンネル危険品貨物運送約款
- 青函フェリー(連絡運輸)を経由する輸送…危険物船舶運送及び貯蔵規則
- 廃棄物類にも該当する危険品の輸送…廃棄物処理法及びPCB特別措置法
- オフレールステーション(ORS)・コンテナ営業所に発着する輸送…トラック輸送に関する各種法令
- その他 梅田駅では火薬類は取り扱いできません。

必要な手続

品目に応じて下表の通りです。

品目コード		5101～5103		5301～5321	5401～7902		
品類		火薬類		マッチ 軽火工品 油紙油布類	左記以外の危険品類		
		運搬証明書を 要する数量の場合	運搬証明書が 不要な数量の場合		積載した毒劇物が 1000kgを超える場合	その他の場合	
ITIFRENS	原票 登録	1 申込種別					パスワード申込(パスワードA)もしくは指定枠申込
		2 適切な品目コード選択					必要(危険品としての品目コード入力)
		3 国連番号入力		不要	必要(危険品品名表に番号掲載したものに限り)		
	危険品 確認書 登録※	4 危険品確認書入力		不要	必要		
		5 毒劇物追加情報入力		不要	必要	不要	
書類	6 駅への書類提出		火薬類運搬 証明書(写)	少量火薬類 託送通知書	不要		
	7 コンテナ内部への 書類挿入		火薬類運搬 証明書(本通)	不要	毒劇物施行令 第40条の6に定める書面	不要	
8 コンテナ表示		原則として必要					

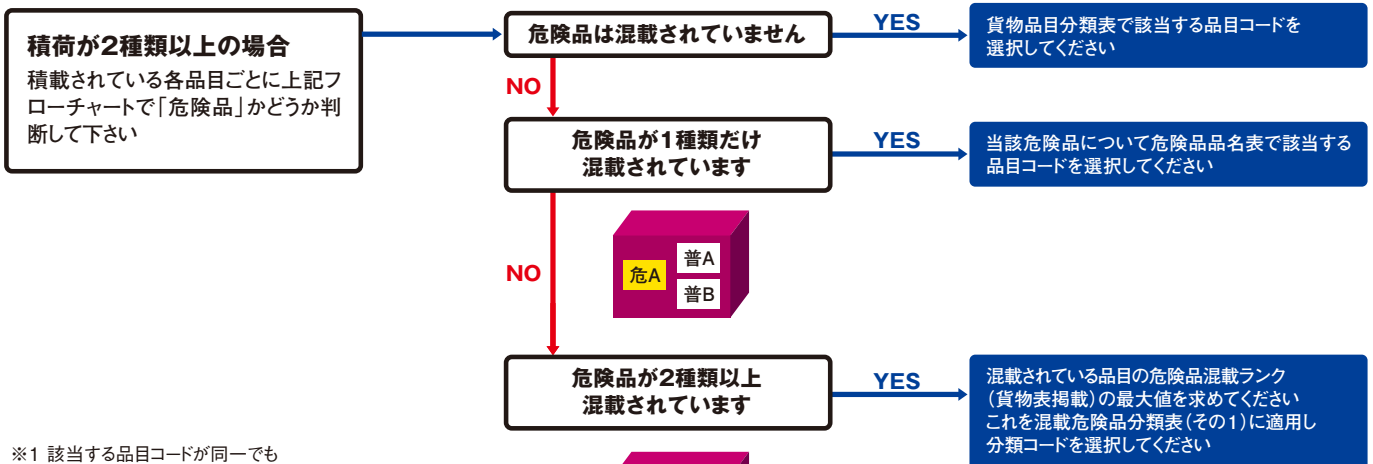
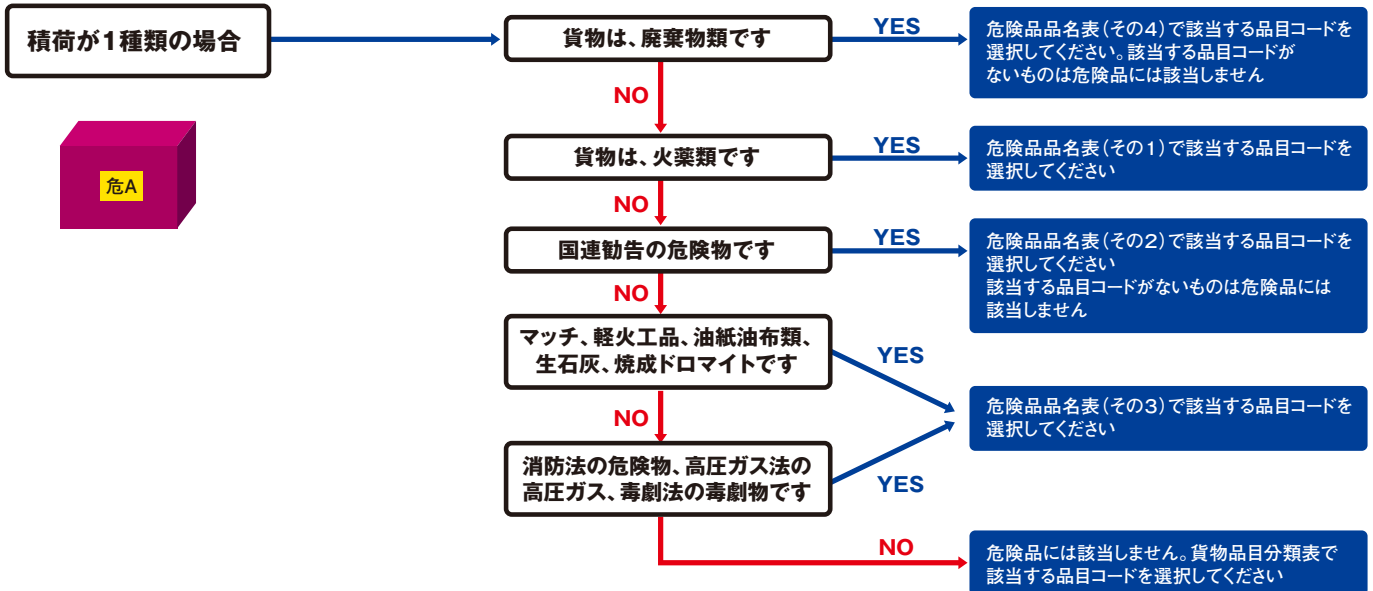
※平成22年5月に全面的に実施します。平成22年4月までは移行期間として、従来どおり書類(危険品託送時荷送人確認書・毒劇物施行令第40条の6に定める書面)を提出してもご託送頂けます。

1.IT-FRENS>原票登録>申込種別

原票登録については、必ずパスワード申込(パスワードA)もしくは指定枠申込により行ってください。
パスワードAの取得については、もよりの窓口かI-TEMセンターへお問い合わせください。

2.IT-FRENS>原票登録>適切な品目コード選択

イエローカード・化学物質製品安全データシート(MSDS)などをもとに、託送される貨物の国連番号や適用法令等をご確認のうえ、次のフローチャートによって「危険品名表」から適切な品目コードを選択し原票登録してください。



※1 該当する品目コードが同一でも
国連コードが異なるものは別の種類とします。
※2 積合貨物への危険品の混載については
5ページをご覧ください。

※火薬類、廃棄物類に該当する危険品の混載については危険品名表第1適用方をご覧ください。

●危険品が2種類以上混載されている場合の品目コード選択の例

※危険品の混載の原票登録では混載危険品分類表の分類コードを品目コード、分類を品目とします。

品目コード	品目	危険品混載ランク
6340	アルコール	[7]
6545	硝酸ナトリウム	[6]
6907	ベンズアルデヒド	[0]

危険品混載ランクの最大値「7」を混載危険品分類表(その1)に適用する

<混載危険品分類表(その1)>

危険品混載ランク最大値	分類コード	分類
10	7201	混載(高圧ガス他)
9	7401	混載(可燃物他)
8	7601	混載(毒物類他)
7	7301	混載(引火液他A)
6	7501	混載(酸化物他)
5	7801	混載(腐食物他A)
4	7901	混載(危険品A)
3	7602	混載(毒物類他B)
2	7302	混載(引火液他B)
1	7802	混載(腐食物他B)
0	7902	混載(危険品B)

3.IT-FRENS>原票登録>国連番号入力

2.で危険品名表(その2)に掲載されている品目コードを選択した場合は、必ず国連番号を入力してください。

4・5.IT-FRENS>危険品確認書登録>危険品確認書入力・毒劇物追加情報入力

危険品確認書登録画面は原票登録画面から呼出し入力してください。入力は積載した危険品の全種類について必要です。毒劇物追加情報は1コンテナ1000kgを超える毒物又は劇物を託送する場合に入力が必須です。

入力内容は発着利用運送事業者、JR貨物で随時閲覧可能となります。
異常発生時には行政機関への通報等に使用しますので正確に入力してください。

入力方 ※印は必須項目です。

〈コンテナ単位情報〉

A 1コンテナあたり毒物及び劇物の数量が1000kgを超える場合にチェックしてください。

B それぞれの項目について託送前にご確認頂きチェックしてください。

C 緊急時確実に連絡が取れる箇所を入力してください。

D 全ての項目について必要事項を入力後、チェックしてください。

〈製品単位情報〉

E 国連勧告の危険物に該当する場合は、国連番号・容器等級を入力し、該当しない場合は「非該当」にチェックしてください。

F 原票登録で混載コードを入力した場合、それぞれの製品の品目コードを入力してください。

G 製品の化学名を入力してください。なお、物性が把握しにくい商品名等の入力は避けてください。

H 該当する国内法規(消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法)にすべてチェックしてください。いずれの適用も受けない場合「いずれも非該当」にチェックしてください。

I 該当する危険性、有害性、性状にチェックしてください。

J 1容器包装当りの積載量を単位と共に入力してください。複数種類の容器が積載されている場合は複数入力してください。

〈毒劇物追加情報〉

K **A**でチェックを入れた場合全項目入力してください。なお、毒劇物以外の場合でも、当欄を当社への災害防止策の通知のために使用することもできます。

6.書類>駅への書類提出

火薬類の託送にあたっては、あらかじめ駅へ次の書類を提出してください。

・火薬類運搬証明書を要する数量の場合

火薬類運搬証明書(写)

番 号		年 月 日
火 薬 類 運 搬 証 明 書		
公安委員会印		
荷 送 人	住所	
	氏名	
届出火薬類の種類及び数量		
運搬具に積載する火薬類の種類、数量及び運搬方法		
別添運搬計画表のとおり		
証明書の有効期間		
年 月 日から (日間)		
年 月 日まで		
出 発 地		
到 着 地		
荷 受 人	住所	
	氏名	
公安委員会の指示事項		
証明書返納年月日		
証明書返納者		

用紙 日本工業規格 A 4

備考

- この証明書は、運搬中に携帯し、警察官の要求があつたときは、必ず提示して下さい。
- 運搬中この証明書を紛失したり、記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく最寄りの警察署長に届け出て下さい。

・火薬類運搬証明書を要しない数量の場合

少量火薬類託送通知書

年 月 日		
駅長殿		
少量火薬類託送通知書		
火薬類取締法第19条第1項に定める運搬証明書の交付を受けることを要しない数量の火薬類の託送につき下記により通知します。		
記		
輸送区間	発駅	着駅
持込・持出日時	持込 月 日 時	持出 月 日 時
品 名		
コンテナ番号		
輸送列車	発 日	列車
	発 日	列車
	発 日	列車
	発 日	列車

7.書類>コンテナ内部への書類挿入

次の貨物の託送にあたっては以下の書類をコンテナ内部の見やすい箇所に挿入してください。

- ・火薬類(火薬類運搬証明書を要する場合)…………… 火薬類運搬証明書(本通)
- ・毒物又は劇物(1コンテナ1000kgを超える場合)… 毒物及び劇物取締法施行令第40条の6に定める書面例)イエローカード(7ページ参照)に成分・含量・数量等所要の事項を加えたもの

8.コンテナ表示

コンテナ表示の方法は次のとおりです。なお、使用コンテナが私有コンテナであってその登録の際に当該コンテナに専用に積載する危険品(専用種別)と対応する危険性略号・分類番号をコンテナ本体に標記したものである場合は必要ありません。

表示方(1コンテナにつきB5サイズ2枚作成)

表示は、駅構内に搬入するまでにコンテナ両側面票挿しに挿入してください。また、輸送終了後は表示を取り外してください。



積載の制限

火薬類はコンテナ1個に火薬類以外のものと積み合せすることはできません。但し、火薬類運送規則第10条により同一コンテナへの収納が認められている場合はこの限りではありません。



次のものは、コンテナ1個に積み合せすることはできません。

危険品・物品	積み合わせできないもの
火薬類 火薬類取締法第2条に定める火薬類	火薬類の運搬に関する内閣府令第13条及び第14条において同一車両への混載が禁止されているもの
高压ガス 高压ガス保安法第2条に定める高压ガス	同法及びその関係法令において同一車両に積載して移動することが禁止されているもの
危険物 消防法第2条第7項に定める危険物	同法及びその関係法令において道路輸送上混載が禁止されているもの
その他 物理的又は化学的作用を起こすおそれのある物品	熱またはガスの発生、腐食作用等相互作用のおそれのあるもの



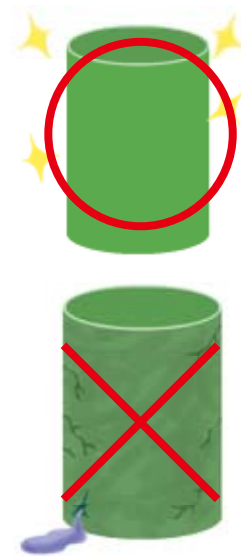
荷造包装

次によりご利用をお願い致します。

・荷造包装や荷造容器は道路輸送時を通して、法令に基づく適切なもの(毒劇物にあつては容易に破損し、又は漏れることのない荷造包装及び荷造容器)を使用してください。尚、一部の危険品では当社で定めた荷造包装規格も使用できます。

・荷造包装及び荷造容器を繰り返し使用する場合は、品質が劣化していないことをその都度確認してください。

※使用済みの包装及び容器を返送する場合等にも、これを洗浄し又は密閉したうえ、その外部に毒劇物その他の危険品が付着していない状態とすることが必要です。



積合貨物への危険品の混載

積合貨物[混載貨物(0003)、積合せ貨物(0013)、貸切貨物(0023)]の全部又は一部に危険品を混載する場合には、積合貨物の品目コード及び品名並びに数量に加え、当該危険品の品目コード及び品名並びに数量(国連勧告の危険物については国連番号を含む)を入力してください。

なお、次の危険品は、混載貨物(0003)とすることはできません。

- 1.火薬類
- 2.容器に厳封していない生石灰及び焼成ドロマイト

品目コード	品名	数量	国連番号
1	0003 混載貨物	300	
2	6326 ガソリン	3	1203
3			
4			
5			

注意事項

■積込時の措置

積込の際には次の措置を講じてください。

- ・荷崩防止
- ・荷造包装及び荷造容器の厳封
- ・外装に付着する危険品の除去
- ・その他積み付けに関する法令の遵守



※写真撮影にもご協力をお願いします。

■託送時の確認

託送の際には次の点を確認してください。

- ・コンテナの開戸[気体、液体及び粉粒体のものを直接積み込む構造を有するコンテナについては積込口及び取卸口(これらのカバー類を含みます)]の閉鎖が完全なこと。
※タンクコンテナの場合、ドレンホース等の液体残留に注意してください。
- ・道具箱等を外部に装備したコンテナの場合は、当該箱等の蓋の閉鎖及び積込状態が完全なこと。
※当該箱には危険物を拭き取ったウェス等を収納しないでください。
- ・使用するコンテナの外形の装置、その他に異常がないこと。
- ・私有コンテナを使用する場合は、次回定期点検期限が経過していないこと。



■搬入及び搬出

駅構内は許可等を得た設備を有する危険品の留置場所ではありません。駅構内に危険品を滞留しないでください。



■ポリ塩化ビフェニル類(PCB廃棄物)

トランス等の電気機器、照明器具の安定器等には、ポリ塩化ビフェニル類が含まれている場合があります。ポリ塩化ビフェニル類はPCB特別措置法に基づいて取扱う必要がありますのでご注意ください。(輸送に際しては専用コンテナを使用する必要があります)



■危険品取出し後のコンテナの点検

当社のコンテナにより危険品を託送された場合は、危険品取出し後のコンテナの内部に危険品の残留がないことを確認してください。残留を発見した場合には荷受人において洗浄・修繕を行ってください。その後、当社がコンテナの状態を確認しますので駅に連絡してください。



■損害防止等へのご協力

次のような場合についてはお客様のご協力をお願い致します。

- ・貨物に異常が認められる場合等におけるお客様の立会いの上での点検及び処置
- ・当社が荷造包装もしくは荷造容器又は積み付けについての点検、補修又は改装を必要と認める場合の点検、補修又は改装
- ・貨物により鉄道の車両、諸設備、他の貨物等に損害が発生し、あるいは発生が見込まれる場合の防止処置

